

山口家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時 平成25年9月13日(金)午後2時

第2 場所 山口家庭裁判所大会議室

第3 出席者

(委員・50音順)

石川克己委員, 内山真理子委員, 岡田伸之委員, 小杉考司委員, 澤村有利生委員, 白石資朗委員, 三代川三千代委員(委員長), 山賀美千代委員, 山口正之委員, 山本佳代子委員

[オブザーバー]

藤井事務局長, 藤澤首席家庭裁判所調査官, 奥谷首席書記官

第4 議題等

- 1 委員長挨拶
- 2 新任委員自己紹介
- 3 プレゼンテーション「家事事件手続法施行後の家事事件の運用について」
(大西主任書記官, 原野主任家庭裁判所調査官)
- 4 電話会議システム・テレビ会議システムの見学
- 5 意見交換

テーマ「家事事件手続法施行後の家事事件の運用について」に関する意見交換を行った。

【意見交換の概要】

[◎: 委員長 ○: 委員(委員長を除く。) ●: オブザーバー △: 説明者]

◎ プレゼンテーションの内容について, 何か質問はあるか。

○ まず, 申立人の住所を知られないようにするために, 申立書には, 申立人住所地として実家の住所などを書くことがあるという話だったが, 相手方も実家の住所がどこかを知っているのかなとも思うが, 実家の住所を教えることも危険かなとも思った。

次に、子の意思の把握について、15歳以上の子供の意思の把握の話が出たが、それはその後の何歳くらいまでの話なのだろうか。

また、子の意思の把握のために、調査官は心理学、教育学、社会学も勉強するという話だったが、通常であればそれで良いと思う。しかし、精神障害や発達障害を抱える子を相手にする場合は、それらの障害の実態を知って意思の把握方法を勉強する必要がある、難しいと感じた。

△ 1点目のご質問についてだが、実家の住所というのは一例で、相手方が知っている住所を書けば良く、離婚前の住所を書くこともある。

◎ 申立人に代理人が付く場合は、代理人の事務所の住所を書くという例もあるのだろうか。

○ 住所の秘匿が必要なのは、申立人が相手方から逃げていて、本当の住所地を知られない必要がある場合であるが、わざわざ代理人事務所の住所を書く必要はなく、結婚時の住所で良いと思う。

代理人事務所の住所を書くことは、本人との関係も説明しにくく、やったことがない。

△ 2点目のご質問については、未成年者が対象であるため、20歳までの話である。

3点目だが、調査官は研修所で社会福祉に関する勉強もする。また、家庭裁判所で年数回の自庁研修を行い、社会福祉や発達障害に詳しい医師を招いて講演をしてもらい、知識を得ている。実際の事件においては、その子の発達の段階を考慮して調査することになっており、場合によっては、主治医や福祉機関から話を聞いてその子の発達段階を把握することもある。

● 家庭裁判所には医務室があるが、場合によっては、そこに来てもらっている精神科医と相談しながら調査をするということもある。

○ 当事者が遠隔地に住んでいる場合には電話会議システムやテレビ会議システムを利用できるとのことだが、途中の手続で利用できても、最終的に

調停を成立させるときには実際に立ち会わなければならないのか。

- △ 家事事件手続法に、離婚や離縁の事件では、調停成立時には利用できない旨規定されているので、成立の場面では来ていただくことになる。
- 離婚や離縁の場合には、当事者が憎悪の感情を抱えており、相手の顔も見たくないということもあるのではないかと思う。そのような場合でも、合意はできているのに立ち会わなければならないというのは、何かしつくり来ない。
- ◎ 身分上重要な項目については、法律でそのようになっているのだが、顔も見たくないというような場合に調停を成立させるにはどのような工夫をするのだろうか。
- おっしゃるとおり、離婚や離縁の事件では、感情的対立が多く見られる。ただ単に顔を見たくないというだけでなく、DVの事案で相手と会うのが怖いというような場合には、別室を用意して個別に話を聞くなどの配慮をすることもある。

双方の立会を要するという規定は、最終的な意思確認をきちんとするという趣旨と、双方の意思に齟齬がないことを確認するという趣旨なので、顔を合わせると動悸がするとか過呼吸になるというような場合には、2部屋を確保して、裁判官がその部屋の間を行ったり来たりして意思確認をして、最後まで当事者が顔を合わせることのないよう配慮することもある。

調停でほぼ合意ができているのに細かいところで合意ができないとか、合意ができているのに一方当事者がやむを得ない理由で出頭できないという場合に、裁判官が審判という形で結論を決めるという、調停に代わる審判という手続がある。同じ敷地内にいるだけでも過呼吸になるというような場合に、診断書が提出され、裁判官が相当と認めれば、調停に代わる審判で結論を決めることによって、最後まで当事者が顔を合わせることがないように配慮することもある。

○ 審判の場合は審問期日の立会権の保障という観点から、当事者が同席するのが原則だと思うが、DVまでには至っていない事案で相手と顔を合わせたくないという場合に、同じ部屋にいながら顔は見えないという配慮をどこまでしていただけるものか。

○ 遺産分割などの親族間紛争でも、対立が大きくなっている場合は、ラウンドテーブルに着くのも嫌だと言われることがある。立会権は保障しなければならないので、大きな部屋で、椅子を離して配置するという配慮をすることがある。

衝立を設置することについては、裁判官の間でも色々な意見があるところだが、立会権を保障しないよりは衝立を設置して話は聞くことができるという方が良いのではないかという話が、裁判官の協議会では出ている。

○ テレビ会議を利用する場合、実家などがある場所の裁判所に一方当事者が出頭するのだと思うが、相手に自分がどこにいるのか知られたくない場合に、自分の居場所とは全然関係のない場所にある裁判所に出頭してテレビ会議を利用するという事はできるか。

◎ テレビ会議システムは、わざわざ出頭しなくても済むように当事者の利便を図るということを想定しているが、今いる場所から離れている場所にある裁判所でテレビ会議システムを利用したいという申出があった場合に、裁判所はこれを考慮するか。

○ DV事案のときに、テレビ会議システムを使うかという話が裁判官の協議会で出たことがある。法律上は、居住地や代理人事務所が遠隔地の場合やそれに準じる場合に使うことになっており、DV事案だから任意の裁判所でテレビ会議を使うというのは難しいのではないかという意見が多かった。

◎ 担当裁判官の考え次第かとも思う。

◎ 意見交換事項に移りたいが、まず、子の年齢や発達状況等を勘案した家

庭裁判所調査官による子の意思把握などの在り方について、改善点等のご意見を伺いたい。

- 子の意思の把握をするのに、どのくらいの期間をかけて、どの位の回数の調査をするものなのだろうか。

親が不安定な状態にあるときに、子ども親のことで心を痛めていることもあろう。そのようなときに、期間や回数を重ねることによって子の意思を引き出せることもあると思う。

- △ まず、調停の席上で、親から子の意思について話を聞き、親の安定度を把握するとともに、親の紛争にどの程度子が巻き込まれているかを引き出す。巻き込まれている感が強いと、時間を掛けて子から話を聞くタイミングを計ることもあるし、子の状態が安定しているようであれば、時間を掛けないこともあり、まちまちである。場合によっては、学校や保育園などの、子の周辺を調査して、子が意思を表明しやすいタイミングや方法を検討することもある。

回数については、例えば家庭訪問をして子の生活に入って行き、次に裁判所に来てもらうというようなパターンもあるが、そのように2回することもあれば、1回で終わることもある。

- ◎ 回数を重ねて観察することもあるか。

- △ 裁判所の児童室で、親と子が面会交流の試行をするという手法を採ることもあるが、その前に子と裁判所が関係を深めるというか、児童室に来てなじんでもらうということもあり、それで複数回となることもある。

- 私の経験した面会交流のケースを紹介すると、まず調査官が家庭訪問に来て、子と遊んで仲良くなってから、家族の絵を描いてもらったりして意思を引き出し、子の気持ちをほぐした後で、試行的面会交流を3回ほど行った上で、調査官が意見書を書いてくれた。

調査の期間は6か月くらいだった。それはじっくりやってもらったのか、

日程調整の関係でそうなったのかは分からないが、子の意思を十分引き出していただいたと思う。

子の福祉に関係することで、家事事件手続法では、弁護士が子の代理人になるという、子どもの手続代理人という制度ができています。弁護士は調査官と違い児童心理学を専攻していないので、どの程度の意味があるかは分からない。一方で、親の離婚を経験した方から、当時、自分たちは疎外されていた、自分のために手続に加わる制度が欲しかった、という意見を聞くことがある。そういう話を聞くと、手続代理人という制度は、完全な制度ではないが、意味のある制度かなとも思う。色々と不備のある制度でもあり、現時点で積極的に利用すべき制度でもないかとも思うが、運用が安定していけば良い制度になっていくのかなという期待もある。

○ 今から、家事事件手続法の運用を積み上げていくのであろうが、話を聞いていると、やり方はケースバイケースということであるが、裁判所として、ある程度統一的なやり方は決まっているのだろうか。

◎ ケースバイケースと言っても、みなバラバラなことをやっているわけではなく、子の年齢によってある程度の方針はあると思うが、どうか。

△ 子の年齢に応じた意思の把握方法を採用するという一定の方針をベースにして、個別の子の発達状況に鑑みて、その子が意思を表明しやすい要素を加味していくということになると思う。

◎ 子の年齢は重視される。ある程度年齢が高ければ、調査官から直接質問をして意思を把握するし、年齢が低ければ色々と工夫をすることになる。

また、両親のシビアな対立関係の中にいるのか、両親は離婚を求めているが対立関係はシビアではないのか、という状況も考慮する。

○ 調査官は、一人で担当するものなのか。子が複数いるときに、マンツーマンで付くものなのか、一人で複数の子を担当するものなのか。

△ 事件の担当をするのは一人ということが多いが、子が複数であったり、

複数の目で見た方が良いというような場合には、裁判官と相談の上、複数の調査官で進める共同調査となることもある。

- ◎ 私の経験では、子が2人で、1人は発達障害を抱え、もう1人も少しその傾向があるというケースにおいて、共同調査としたことがある。
- ◎ 意見交換事項の第2点目に移りたい。DV又はその疑いのある事案等について、家庭裁判所が行っている各種配慮の要否や方法の妥当性について、ご意見を伺いたい。

特に、事件記録の取扱いについて伺いたい。

- 山口家裁の例ではないが、DVの事案で、申立人が住所地を隠していたところ、相手方の代理人が油断した際に、相手方代理人が持っている資料を相手方本人が見て、申立人の住所地を知ったということがあった。裁判所からも、相手方代理人に注意を促すなどの配慮をすれば良いのではないかと思う。
- ◎ 相手方に住所を秘匿したい場合に、相手方の代理人に住所を伝えるということはあるのだろうか。
- 弁護士が相手であっても、秘匿情報を教えることはないと認識している。
- ◎ 秘匿情報を何らかのミスで出してしまったということかもしれないが、そのようなミスをするこないように気をつけている。
- 地方裁判所に保護命令の申立てをした際に、申立書に記載する住所を以前の住所にするよう、書記官から指導されたことがあり、家庭裁判所においても同様の指導をすると思うが、ちょっとしたミスで情報が漏れるという事態が生じる。ミスを防ぐよう細心の注意をするしかないと思う。
- ◎ DV事案であると思われるとき、裁判所は、住所を相手方に知られたくないかと、確認したり助言したりするか。
- 受付時に、申立書を相手方に送付するのが原則であることを説明し、申立書記載の住所を相手方に知られても良いか否かを確認している。相手が

既に知っているので構わないと言われる場合もあるが、知られたくないという場合は、非開示書面である連絡先等申告書を提出してもらい、手続を進めている。

- ◎ 意見交換事項の第3点目に移りたい。新たに導入された電話会議システム・テレビ会議システムの運用等について、ご意見を伺いたい。最終的な場面で使えないように法で定まっているが、不便だというご意見もあった。
- 情報通信の技術が発達して、正確に情報を伝えられるようになった。テレビ会議システム等を利用できるように法整備された趣旨は、当事者の利便性向上のためだと思う。法で定まっているから仕方がないが、重大な意思決定にも適するようにするのが良いと思う。結局、アナログな印象を受ける。
- ◎ 民間においては、テレビ会議システム等を積極的に活用しているのかどうかを伺いたい。
- 経営会議でも使用する。重大な事項を扱うのであるから集まるべきである、ということだと、スピード感を失うことになる。
- 山口大学のキャンパスは複数あるので、大学全体への説明などではテレビ会議システムを使用する。
- 弁護士会でもテレビ会議システムで採決をする。しかし、プライバシーの問題が大きな場合は、集まって会議をして、配布資料が散逸しないようにしている。
- 遠隔地に居住する方から郵送で申立てがあったケースで、山口まで行く旅費がないからテレビ会議システムを使って手続を進めてほしいという要望があったことがある。今まで、旅費が捻出できなかったのもので、離婚をすることもできなかったとのことであった。

そのケースでは、第1回期日からテレビ会議システムを使って手続を進めた。使ってみて思ったのは、調停期日に出頭するために裁判所にご足労

いただいている当事者は、何とか解決したいという意識が強いということだった。一方で、テレビ会議システム利用を希望した当事者は、相對しているという意識が弱いのか、言うことが二転三転する上、合意ができて最後に出頭してもらった際に、「やっぱり来てみて考えが変わった。」と述べた。人それぞれのキャラクターにもよるとは思うが、身分関係に関する当事者の複雑な気持ちというのは難しいものだなと思ったので、ご紹介させていただいた。

○ テレビ会議システムや電話会議システムが使えるようになって、利便性が高まり当事者の負担は減ったと思う。しかし、重要なことを手軽に決めて良いのかという問題意識があり、法の定めもそのようになっているのだと思う。最終的な結論をテレビ会議システムで決めるということには、違和感がある。

◎ 利便性の向上と、重大な意思決定の最終確認の必要性などの要素を考慮しつつ、家庭裁判所が新しい制度を運用していくということになる。

その他に、質問やご意見はあるか。

○ 離婚調停の申立費用についてだが、通信のための郵便切手をどのくらい納付すれば良いのか、過不足の場合はどうなるのか、申立書写しを送付する費用の負担はどうなるのか、記録の謄写にかかる費用はどうなるのかという点について伺いたい。

△ 事件類型や当事者数にもよるが、離婚調停ならば800円分程度の切手を提出してもらい、足りなくなれば連絡をすることになる。800円も支出するのが厳しいという状況にあれば、少額で進めることも検討する。

申立書写しの送付費用は、申立人が納付した切手から出すことになるが、調停にかかった費用をどちらが負担するのかを、調停成立時に決めることができる。

謄写費用は、謄写をする人の負担となる。

切手が余ったときは、最後に書面を送付する際に同封して返還したり、最後の期日において手渡しで交付して返還するなどしている。

- テレビ会議システムや電話会議システムを使用するというのは、誰が決めるのか。
- ◎ 審判であれば裁判官が、調停であれば調停委員会が決める。テレビ会議に向く事案と、電話会議に向く事案の範囲は、必ずしも一致しない。
- 先ほどお話にも出たように、テレビ会議の情報伝達精度は高いため、本人確認が問題なくできるというメリットがあるので、代理人が付いていない場合には電話会議は使わず、テレビ会議を使っている。代理人が付いていて、電話の向こう側にいるのが誰であるかが担保されている場合には、電話会議を使う。

6 次回テーマ

次回のテーマとして、「少年事件の被害者配慮制度の現状及び再非行防止の取組について」を取り上げることが了承された。

7 次回期日

平成26年3月3日（月）午後3時

8 委員長挨拶

以上